

岡山県特別融資制度推進会議設置要領

農 林 水 産 部 長 通 知

制 定 平成15年 1 月15日付け組第 508号

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け組第 54号

第 1 趣 旨

地域農業振興のための特別の融資制度であって、関係機関が一括して融資・保証審査等の事務を処理することが適切と認められるもの（以下「特別融資制度」という。）を迅速かつ的確に運営するために、市町村段階に設置する特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）の設置及び運営については、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年 9 月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第 2 設置及び事務局

- 1 推進会議の対象となる特別融資制度の貸付対象者は、主として農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第 1 項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第 2 条の 5 に規定する経営改善計画若しくは果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第 3 条第 1 項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）又は、青年等就農計画（基盤強化法第14条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ）の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）、であり、かつ、推進会議が認定する経営改善資金計画（岡山県農業経営改善関係融資制度資金基本要綱（平成14年10月 1 日付け組第310号農林水産部長通知。以下「資金基本要綱」という。）第 3 の 5 の(1) に定めるものをいう。以下同じ。）は、認定農業者となるための農業経営改善計画又は認定新規就農者となるための青年等就農計画と密接な関係にあること等から、原則として市町村段階に推進会議を設置するものとし、その事務局は当該市町村が担当するものとする。
- 2 市町村において特別な事情により事務局を担当することが困難な場合は、前項にかかわらず当該市町村において推進会議の設置及び事務局を決定するための会議を招集し、各構成機関が合意した機関が事務局を担当することができるものとする。

第 3 構 成

推進会議は、市町村、農業委員会、農業協同組合、岡山県（本庁組合指導課、県民局（農業普及指導センターの事務に係るものを除く。）、農業普及指導センター）、株式会社日本政策金融公庫、農林中央金庫岡山支店、岡山県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）、農業経営・就農支援センター（基盤強化法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。）及びその他の特別融資制

度の迅速かつ的確な運営のため必要な関係機関により構成するものとする。

第4 運 営

推進会議を迅速かつ的確に運営するためには、各構成機関の相互間の緊密な連携と円滑な協議が極めて重要であることから、推進会議の運営に当たっては次に定めるところによるものとする。

1 推進会議の対象となる特別融資制度は、別途各資金の要綱等において推進会議に諮るものとして定めるもののほか、必要に応じ、推進会議が指定することができるものとする。

(1) 農業近代化資金（以下のいずれかの場合）

ア 借入希望者が認定農業者の場合

イ 借入希望者が集落営農組織若しくは集落営農組織が法人化するときとその構成員になろうとする者又は農業参入法人の場合

ウ 借入希望者が認定農業者である法人の構成員若しくはその構成員になろうとする者の場合

エ 借入希望者が認定新規就農者の場合

(2) 農業経営基盤強化資金

(3) 農業経営改善促進資金

(4) 経営体育成強化資金

ア 借入希望者が集落営農組織若しくは集落営農組織が法人化するときとその構成員になろうとする者又は農業参入法人の場合

イ 借入希望者が認定新規就農者の場合

(5) スーパーW資金

(6) 青年等就農資金

2 窓口機関又は融資機関から借入相談又は借入希望に関する経営改善資金計画等の関係書類の送付を受けた推進会議は、8に基づき借入希望者の同意を得た範囲内の推進会議の構成機関に対し、速やかに、原則として電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により経営改善資金計画等を送付するものとする。

3 推進会議は、経営改善資金計画等の認定審査に当たっては、特別融資制度推進会議の審査の考え方（以下「審査の考え方」という。別紙1）を参考にして認定するものとする。

4 特別融資制度の効率的な実施のため、推進会議の運営は、（1）の方法により行うものとし、（2）の方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限るものとする。

(1) 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあつては、融資機関及び基金協会。以下同じ。）に委任するものとする。

(2) 推進会議は、次の方法により対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を行うものとする。

ア 事務局は、原則案件ごとに融資機関への文書持回り方式により処理を行うこと。

イ 事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う県、市町村(以下「助成地方公共団体」という。)及びその他直接関係を有する各構成機関に対して、個々の機関へ迅速に、原則として電磁的記録により文書を送付し、これらの構成機関は、審査の考え方を参考に、迅速に認定に係る意見の有無を回答すること。

なお、期間内に異議の申立てがないときは、認定したものとみなすこと。

ウ 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が資金基本要綱第3の5の(3)のイの指導農業士等による意見書及びエの県民局等による確認書又は県民局等による意見書(以下単に「意見書」という。)の内容について、特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限ること。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努めること。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たっては、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催すること。

5 4の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の(1)及び(2)に掲げる場合をいう。

(1) 必要とする借入額が3億円(法人にあつては10億円)を超える場合(ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。)

ア 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

イ 基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図(同条第3項に規定する地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者(同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、認定新規就農者(同法第14条の4第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、市町村基本構想(基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。)が借り入れる場合

(2) 認定新規就農者を対象とする資金の貸付けにあつては、次に掲げる場合

ア 必要とする青年等就農資金(青年等就農資金基本要綱(平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。)

の借入額が3,700万円を超える場合

イ 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合

- 6 認定農業者（農業経営改善計画（基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画をいう。9を除き、以下同じ。）の認定を受けた者をいう。）であることを貸付要件とする資金の貸付けにあつては、4の(1)で委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関」という。）が認定等に関する事務を行う場合であつて、かつ、当該資金の貸付けが農業経営改善計画を達成するために必要な事業に対するものであるか疑義がある場合には、当該受任融資機関は、認定等に関する事務を行う前に、農業経営改善計画の変更の可否について農業経営改善計画の認定を行った市町村等に確認することとし、当該市町村等は、速やかに、確認した結果を当該受任融資機関に回答する。

なお、「農業経営改善計画を達成するために必要な事業に対するものであるか疑義がある場合」とは、次のアからオまでに掲げる場合をいう。

ア 申請者名（個人の場合は氏名、法人の場合は法人名）に変更がある場合

イ 融資対象事業に係る営農類型（目標）にチェックがない場合

ウ 認定を受けた市町村等での事業を止める場合

エ 農業経営改善計画の目標年度における経営改善資金計画の所得が農業経営改善計画の目標所得よりも低い場合

オ その他経営改善資金計画に記載の事業が農業経営の改善に関する目標の達成に必要な措置と判断できない場合など融資機関が必要と認めた場合

- 7 受任融資機関が認定等を行った場合であつて、地方公共団体からの利子助成等を受ける場合又は特に営農技術指導が必要であると認めた場合には、当該受任融資機関は、事務局に対し、適時に、認定等に関する事務を行った借入希望者の氏名、住所等（既に報告した事項を除く。）を原則として電磁的記録により報告する。

- 8 事務局は、7の報告を受けた場合又は自ら経営改善資金計画等の認定を行った場合には、速やかに、次に掲げる機関ごとに、それぞれ次に掲げる事項を原則として電磁的記録により通知するものとする。

(1) 助成地方公共団体

助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項（事務局及び受任融資機関からその他の機関に既に報告されたものを除く。）

(2) その他の機関

推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項等（事務局及び受任融資機関から助成地方公共団体に既に報告されたものを除く。）

- 9 広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。以下同じ。）が行われた場合は、

広域認定に係る関係市町村（基盤強化法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第6の4（1）の①に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）のうち、(1)に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。

ただし、推進会議の認定等を受けようとする資金の貸付けの使途に、広域認定に係る関係市町村を所在地とする農用地又は農業生産施設の取得等を含む場合にあっては、(2)に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。

(1) 借入希望者が主たる農業経営を行っている市町村

(2) 推進会議の認定等を受けようとする資金の貸付けの使途に農用地又は農業生産施設の取得等が含まれる対象事業地がある市町村（当該対象事業地が複数市町村にある場合は、主たる対象事業地がある市町村）

10 融資機関等は、推進会議での認定に際し、農業経営改善計画又は青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。）の認定申請及び担保・保証人の設定確保等債権保全も含めた審査を同時併行的に実施し、迅速化と簡素化に十分留意するものとする。

11 推進会議の各構成機関（構成機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする（具体的には、資金基本要綱様式第1号裏面「個人情報の取扱いに関する同意書」における借入希望者の同意内容を遵守し、同意を得ていない借入希望者が情報の「提供先」として望まない構成員又は提供されることを望まない「情報の種類」がある場合は、借入希望者が望まない「提供先」への情報の提供や提供を望まない「情報の種類」を提供することがないように留意する。）。

12 推進会議は、経営改善資金計画等の認定後に計画変更があった場合には、速やかに関係構成機関と協議を行い計画変更の手続きを行うものとする。

13 推進会議は、資金基本要綱第5の2又は岡山県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年10月18日付け農経第725号知事通知）第7の3により、経営改善資金計画期間中又は経営改善資金計画等が達成されるまでの間、関係機関と連携をとって適宜適切な指導体制をとるものとする。

第5 その他

1 資金基本要綱第2の1の(2)の(注2)に基づく、クイック融資において融資審査を行う場合にあっては、別に定めるとおりとする。

2 第2により推進会議の事務局となった機関においては、要領例（別紙2）に準じて「推進会議設置要領」を定めるものとする。

この要綱は、平成15年1月15日から施行する。

附 則（平成16年10月15日付け組第287号）

この要綱は、平成16年10月15日から施行する。

附 則（平成17年3月31日付け組第548号）

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月31日付け組第523号）

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年5月12日付け組第50号）

この要綱は、平成18年5月12日から施行し、改正後の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年6月21日付け組第125号）

この要綱は、平成19年6月21日から施行する。

ただし、第4の4の(3)に定める資金計画検討会については、平成20年3月31日までにその在り方を見直すものとする。

附 則（平成19年8月14日付け組第195号）

この要領は、平成19年8月14日から施行する。

附 則（平成20年3月26日付け組第448号）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月21日付け組第48号）

この要領は、平成20年4月21日から施行する。

附 則（平成20年10月15日付け組第242号）

この要領は、平成20年10月15日から施行し、改正後の規定は平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成20年10月31日付け組第271号）

この要領は、平成20年10月31日から施行し、改正後の規定は平成20年11月1日から適用する。

附 則（平成20年12月18日付け組第316号）

この要領は、平成20年12月18日から施行する。

附 則（平成21年6月12日付け組第88号）

この要領は、平成21年6月12日から施行し、改正後の規定は平成21年6月15日から適用する。

附 則（平成22年3月3日付け組第365号）

この要領は、平成22年3月3日から施行する。

附 則（平成23年4月1日付け組第29号）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日付け組第41号）

この要領は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年3月19日付け組第432号）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月12日付け組第33号）

この要領は、平成25年4月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年5月28日付け組第89号）

この要領は、平成25年5月28日から施行し、平成25年5月16日から適用する。

附 則（平成26年4月1日付け組第28号）

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）附則第8条第1項に規定する旧就農促進法第4条第1項の認定を受けた者（改正法附則第8条第3項に規定する施行日以降の認定を受けたものを含む。）に対して、推進会議が実施する審査及び認定については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月1日付け組第13号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日付け組第39号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月25日付け組第235号）

この要領は、平成29年10月17日から適用する。

附 則（平成30年4月19日付け組第38号）

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月1日付け組第41号）

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年7月2日付け組第127号）

この要領は、令和元年7月2日から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け組第31号）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日付け組第57号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和５年４月１日付け組第 47号）
この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年４月１日付け組第 47号）
この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年４月１日付け組第 54号）
この要領は、令和７年４月１日から施行する。